解散公告（第三回）

当社は、平成十五年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十九日

東京都港区赤坂四丁目六番七号

株式会社いすゞパーキング

清算人　江木　大輔

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月二十七日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十九日

山梨県甲府市徳行三丁目五番六号

社団法人ボーイスカウト山梨連盟

代表清算人　鶴田　和雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十二月一日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六条の規定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十九日

島根県松江市外中原町一九四番地

財団法人清光天心育英会

代表清算人　山本　隆志

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年七月十七日責任役員会全員の同意を得、真宗興正派宗教法人の代表役員の承認及び香川県知事の認証を受けて、平成二十六年一月六日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十九日

香川県綾歌郡綾川町一〇九二番地　法然寺

清算人　須田　秀孝

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十二月一日移行期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十九日

愛媛県松山市北持田町愛媛県教育会館内

財団法人愛媛県教員組合厚生財団

代表清算人　新川　雄也

配当公告

名古屋市中村区竹橋町一五番三号

破産者　有限会社フィジカル

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十四年（フ）第四〇二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金一〇五、一四六、四九一円

（内優先的破産債権額

金一〇、一一一、〇五七円）

一、配当をすることのできる金額

金三三、六〇二、二三六円

（内優先的破産債権額

金一〇、一一一、〇五七円）

平成二十六年一月二十九日

名古屋市中区丸の内三丁目一四番三三号本町法務ビル四階　破産管財人　永冨　史子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市東区東苗穂一条三丁目一番、最後の住所札幌市東区東苗穂一条三丁目一番五号　被相続人　亡　島﨑　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十九日

事務所札幌市中央区南一条西一二丁目　新永ビル六階　開本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　開本　英幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県大仙市大曲金谷町四一三番地、最後の住所秋田県北秋田市上杉字金沢二四〇番地　被相続人　亡　細井　麻里

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十九日

秋田県秋田市山王五丁目九番一一号山王ガーデンビル二―C

相続財産管理人　弁護士　上野　裕幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区千駄木三丁目一二〇番地、最後の住所茨城県常総市豊岡町乙一一九八番地五　被相続人　亡　長倉　勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十九日

事務所茨城県土浦市木田余西台二番六六―一〇三号風間・奥庭法律事務所

相続財産管理人　弁護士　風間　幹夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県つくば市上里一〇〇九番地、最後の住所茨城県つくば市上里五〇八番地二　被相続人　亡　太田啓三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十九日

事務所茨城県牛久市ひたち野西三丁目三一番一〇号ワイズコート三階

相続財産管理人　弁護士　徳田　祐介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市仲町三番地三一、最後の住所栃木県宇都宮市東町五四番地四　被相続人　亡　橋本　光行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十九日

栃木県宇都宮市滝谷町一一番一四号弁護士法人佐藤貞夫法律事務所

相続財産管理人　弁護士　杉田　明子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県千葉市緑区大高町四一番地一二〇、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　横山　實

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十九日

事務所千葉市中央区中央三丁目一八番三号千葉中央ビル六階　ベイサイド法律事務所

相続財産管理人　弁護士　下山　修司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県富津市富津二一〇六番地、最後の住所千葉県富津市富津二四五五番地　被相続人　亡　林　貞次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十九日

事務所千葉市中央区中央三丁目一八番三号千葉中央ビル六階　ベイサイド法律事務所

相続財産管理人　弁護士　下山　修司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県千葉市緑区大高町四一番地一二〇、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　横山　實

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十九日

栃木県宇都宮市滝谷町一一番一四号弁護士法人佐藤貞夫法律事務所

相続財産管理人　弁護士　杉田　明子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県富津市富津二一〇六番地、最後の住所千葉県富津市富津二四五五番地　被相続人　亡　林　貞次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十九日

事務所千葉県袖ケ浦市神納二丁目四番地三〇

相続財産管理人　進藤　武

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市横川町六一七番地三三、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　田部井敬子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十九日

東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル六階八王子総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　番場　弘文